

## 八丈町一般廃棄物処理施設 維持管理情報 (令和4年度)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成23年法律第34号。平成22年5月19日公布。)により、改正後の同法第9条の3第6項(平成23年4月1日施行)の規定により、廃棄物処理施設の維持管理情報を下記のとおり公表します。

八丈町住民課

最終更新日: 令和5年6月2日

情報の公表期間: 令和8年5月31日

施設名	八丈町クリーンセンター													
施設住所	東京都八丈島八丈町大賀郷4341番地1													
令和 4 年度	維持管理上の基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
一般廃棄物														
A系 可燃ごみ量(ton)	—	102.04	93.61	104.02	93.50	102.10	100.55	93.03	95.01	108.67	82.21	76.50	102.01	
B系 可燃ごみ量(ton)	—	102.02	105.00	101.99	92.27	127.50	100.12	93.53	86.10	91.82	73.15	85.01	102.03	
燃焼室中の燃焼ガス温度														
測定を行った位置	—	A系 焼却炉出口												
測定結果月平均値(℃)	800以上	907	895	907	902	830	908	879	884	880	876	876	881	
測定を行った位置	—	B系 焼却炉出口												
測定結果月平均値(℃)	800以上	902	898	906	921	910	913	898	891	899	882	878	889	
集塵機に流入する燃焼ガス温度														
測定を行った位置	—	A・B系共通 集塵機入口												
測定結果月平均値(℃)	概ね200	169	164	167	170	171	178	167	162	164	163	154	162	
排ガス中の一酸化炭素濃度														
測定を行った位置	—	A・B系共通 集じん器出口ダクト												
測定結果月平均値(ppm)	100以下	16	12	15	13	14	17	21	18	33	39	27	35	
冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去した年月日														
年月日	—	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	
排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度														
排ガスを採取した位置	—	A・B系共通 集じん器出口ダクト												
測定結果	硫黄酸化物月平均値(ppm)	100以下	15	17	17	15	12	16	13	14	16	16	10	16
	塩化水素月平均値(ppm)	430以下	40	43	46	41	38	50	32	21	37	40	14	31
	窒素酸化物月平均値(ppm)	250以下	124	126	125	121	118	116	126	120	130	126	131	126
排ガス中のダイオキシン類														
排ガスを採取した位置	—	A・B系共通 集じん器出口ダクト												
運転炉	—	A系炉						B系炉						
排ガスを採取した年月日	—	R4.6.1						R4.5.31						
測定結果を得られた年月日	—	R4.7.29						R4.7.29						
測定結果(ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	10以下	0.0009						0						

排ガス中の一酸化炭素濃度及びばい煙の測定結果は、酸素濃度12%の換算値

固形燃料(水分、温度、外観)と固形燃料保管設備内(温度、一酸化炭素濃度、清掃年月日)にかかる記録については、該当しないため表記しておりません。

令和 4 年度

維持管理状況に関する情報